

## 南部市場運営審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）及び川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会（以下「審議会」という。）の運営について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 条例第74条に規定する審議会の調査審議事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市場の開設に関する事項
- (2) 市場施設の整備に関する事項
- (3) 条例の変更に関する事項。ただし、次に掲げる事項に限るものとする。
  - ア 開場の期日及び時間
  - イ 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
  - ウ 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
  - エ 卸売の業務を行う者に関する事項
  - オ 仲卸業者、売買参加者及び買出人に関する事項
- (4) 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市場の運営方針に関する事項
- (6) その他市場の管理及び運営に関する事項

(委員)

第3条 削除

(その他)

第4条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。